

令和 5 年 11 月 8 日  
九州管区行政評価局国の庁舎における AED の周知・管理等に関する調査  
＜結果に基づく通知＞

## ＜背景＞

総務省九州管区行政評価局（局長：磯 寿生）は、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行の際、救急搬送や救急医療提供体制への影響が懸念されていたことを契機に、速やかな応急手当と救急搬送が必要な心停止への対処に有効な AED に着目し、円滑・確実に利用できる環境の確保を目指して、不特定多数の利用が見込まれる法務局、税務署及びハローワークにおける誘導案内及び管理の状況を調査しましたので、調査結果を公表します。

## ＜調査結果＞

法務局、税務署及びハローワークを 10 機関ずつ抽出し、AED について①設置されている庁舎が正確に分かるか（救急救命現場での活用例もある AED マップへの掲載状況）、②庁舎内で円滑にたどり着けるか（庁舎内の案内状況）、③正常に作動できる状態にあるか（機器の状態確認、日常点検の実施状況）を調査したところ、

- ①について、現在の登録ルールが承知されておらず掲載情報が正確でない例や、
- ③について、組織的な励行が徹底されておらず日常点検が行われていない例などがみられました。

個々の事例は、今回の調査を受けて既に改善されているものの、原因の一端が組織的対応にあると考えられることから、総務省本省を通じて厚生労働省本省に改善を求めました。

- ・ 概要
- ・ 結果報告書

## （連絡先）

総務省 九州管区行政評価局  
担当：第 4 評価監視官 岩戸 健司  
電話：092-431-7094（直通）  
E-mail：ksy22@soumu.go.jp

# 「国の庁舎におけるAEDの周知・管理等に関する調査」の結果（概要）

## 調査の背景

〔通知日：令和5年11月8日 通知先：厚生労働省〕

- ◇ 今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、救急搬送や救急医療提供体制への影響が懸念
- ◇ 心停止への対処に有効なAED（自動体外式除細動器）は全国に約67万台設置されており、不特定多数の一般市民が訪れる国の庁舎においても高い割合で設置
  - ⇒ AEDの円滑・確実な利用環境の確保を目的に、九州5県（福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島）の県庁所在地等に所在する国の行政機関30機関（法務局・税務署・ハローワークそれぞれ10機関ずつ）を対象に、庁舎内に設置したAEDの設置場所の一般市民への周知状況、管理状況等を調査



庁舎内のAED設置例（熊本地方方法務局）

## 調査の視点、主な調査結果

### 【Ⅰ 誰でもAED設置場所を迅速・正確に把握できるか（AEDマップ情報の正確さ）】

- ◇ ウェブサイト等でAEDの設置場所を確認できる「財団全国AEDマップ」に正確な情報が表示されていたものは11機関（正確な表示となっていなかった19機関はいずれも改善済み）
  - ← 各機関に「財団全国AEDマップ」や情報更新のルールが十分浸透していなかった。

### 【Ⅱ AEDが正常に作動できる状態にあるか（日常点検）】

- ◇ 法務局、税務署では上部機関策定の要領等による励行などにより、未実施機関なし
- ◇ ハローワークでは日常点検の実施が低調（10機関のうち4機関が日常点検を未実施。うち2機関はバッテリー・パッドの交換時期も未把握。いずれも改善済み）
  - ← 厚生労働省内への指示が確認できず

※ 上記のほか、庁舎内のAEDの案内表示について、ほとんどの機関で適切に対応できていた一方で、案内表示がなくスムーズにAEDまでたどり着きづらいと思われる事例があったため、個別に改善を求めた。

## 厚生労働省への通知

### 【Ⅰ】

「財団全国AEDマップ」へのAED設置情報の登録の必要性について、各府省に周知徹底すること

### 【Ⅱ】

AEDの適切な管理等の実施について、省内に周知徹底すること

## 参考：AED操作講習の実施状況

コロナ禍など難しい環境の中、多くの機関が職員に対するAED操作講習を積極的に実施。①受講者数を最小限に絞り十分な感染防止対策を講じた上で実施、②繁忙期で集合形式の講習が難しい場合は動画視聴形式を導入など、独自の工夫を講じている例もあり

# I 誰でもAED設置場所を迅速・正確に把握できるか（AEDマップ情報の正確さ）

## 制度等の概要

- ◇ 日本救急医療財団は、ウェブサイトでAEDの設置場所を迅速に把握できる「財団全国AEDマップ」を運用（平成27年6月～）
- ◇ 厚生労働省は平成27年8月、各府省に通知を発出し、「財団全国AEDマップ」について、AED設置情報の登録・更新を要請



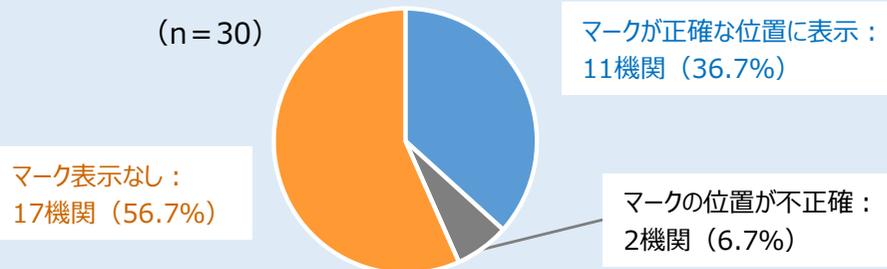
「財団全国AEDマップ」の画面



AED設置情報の表示例  
（鹿児島税務署）

## 主な調査結果

30機関のうち、「財団全国AEDマップ」にマークが正確な位置に表示されているものは11機関にとどまり、緊急時に「AED設置場所への迅速・的確な誘導」というAEDマップ本来の機能が十分に発揮できないおそれ ※いずれも現在は改善済み



理由：各機関に「財団全国AEDマップ」やマップに登録された情報の更新作業等に関するルールが十分浸透していなかった。

38機関（上記30機関 + それらの上部機関8機関）のうち、「財団全国AEDマップ」を知らないものが23機関。一方、当該マップを知っている15機関の中にも、AED更新の際にAED管理者自身がAED設置情報の登録作業を行う必要があると知らないものが6機関あり

## 厚生労働省への通知

「財団全国AEDマップ」へのAED設置情報の登録の必要性について、各府省に周知徹底すること

## Ⅱ AEDが正常に作動できる状態にあるか（日常点検）

### 制度等の概要

◇ 厚生労働省は平成21年4月、各府省に通知を発出し、出先機関等の庁舎に設置しているAEDについて次の①、②の実施を徹底するよう要請

- ① AED本体の日常点検（インジケータが正常状態を示していることを確認）
  - ※ インジケータ：AEDに異常が発生した場合、変色又は点滅してこれを知らせるもの
- ② 消耗品であるバッテリー・パッドの交換時期を普段から把握し、期限の到来前に交換
  - ※ 今回調査した機関の多くでは、バッテリーは約4年ごと、パッドは約2年ごとに交換する運用を実施

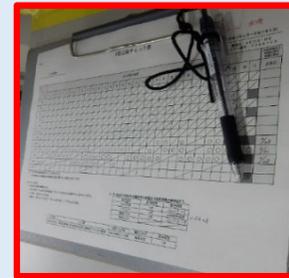


インジケータの例  
 （正常時は緑色。異常発生時には赤色に変色）

### 主な調査結果

#### 法務局・税務署

- 上部機関※が厚生労働省通知（平成21年4月）の内容を網羅した指針、要領を策定
  - ※ 5県の法務局・地方法務局本局、国税庁本庁、福岡国税局、熊本国税局
- ⇒ 10法務局・10税務署は全てこれを遵守



八代税務署の点検表

#### ハローワーク

- 上部機関（5県の労働局）、10ハローワークのいずれも厚生労働省通知（平成21年4月）の内容を認識していない
  - ⇒ 10ハローワークのうち、熊本県・鹿児島県の4ハローワークは日常点検を未実施
  - このうち鹿児島県の2ハローワークはバッテリー・パッドの交換時期も未把握
  - ※いずれも現在は改善済み

厚生労働省通知（平成21年4月）の発出状況を確認したところ、全国の労働局宛ての発出は確認できなかった。

### 厚生労働省への通知

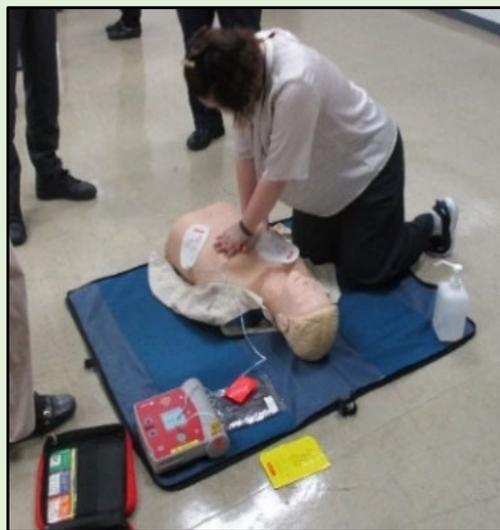
AEDの適切な管理等の実施について、省内に周知徹底すること

## 【参考】AED操作講習の実施状況

- ◇ コロナ禍など難しい環境の中、多くの機関が職員に対するAED操作講習を積極的に実施
- ◇ その中には、以下のとおり独自の工夫を講じている例もあり
  - ① 受講者数を最小限に絞るなど十分な感染防止対策を講じた上で実施
  - ② 繁忙期のため集合形式での講習が難しい場合でも確実にAEDの操作方法を習得できるよう動画視聴形式を導入

### 長崎地方法務局における取組（上記①）

- ・ 最寄りの消防署の協力を得て、実技形式の講習を毎年1回実施
- ・ 感染防止対策の観点から、各部署からの受講者を1人程度に限定
- ・ 講習修了後に受講者がそれぞれ部署内の職員に受講内容を伝達



### 大分税務署における取組（上記②）

- ・ 緊急時にAED操作を担う総務課職員（7人）が、AED製造販売業者から提供されたDVDを視聴
- ・ 業務繁忙のため集合形式による講習の実施が難しい場合でも、職員が自席において都合の良い時間に受講することが可能

